

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	98	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要領、結婚新生活支援事業実施要領、結婚新生活支援事業費補助金交付要領	「地域少子化対策重点推進交付金」の運用の改善	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する市町村結婚新生活補助金について、地域の実態に即した補助となるよう、世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直すこと。	市町村結婚新生活補助金については、夫婦の年齢が34歳以下、世帯年収340万未満と要件が厳しく、地域における対象者がそもそも少ないため、事業実施しない市町村が多くある。 ※秋田県内の市町村のうち、平成28年度は88%、平成29年度は76%の市町村が事業を実施していない。一部の市町村は結婚祝い金の支給を実施しているが、1世帯に対する支給コストが安価であることから、今後も単独予算で継続したいとの意向がある。 また、地域によっては賃貸アパートがほとんどない場所があり、その場合には新生活のために住宅取得(持ち家の購入)を検討する世帯が多くある。 本補助金は住宅取得の補助も対象としているが、世帯年収340万円以上の世帯であっても住宅取得となると経済的負担が大きいため、住宅購入については結婚に躊躇する部分があり、補助の対象とする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html</a>
H30	99	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、男鹿市、湯沢市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱、地域子育て支援拠点事業実施要綱	「子ども・子育て支援交付金」の運用の改善	本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業について、対象となるための要件(開設時間・日数)が地域のニーズや実態に応じたものとなっておらず、交付金の活用が困難となっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。	地域子育て支援拠点事業では、開設時間や日数の制限(週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること)があるが、子どもの数が少ない地域では、事業そのものを要望している利用者がいるにも関わらず、事業実施を見送る市町村があり、地域の子育て支援機能を充実させるに当たり支障となっている。 ※現状、秋田県では、開設はしているが、補助要件である専任の者を配置することができないなど、国の補助要件を満たせず交付金申請を見送っている拠点が11か所ある。なお、国の交付金の要件に満たない事業に対しては、「週2日以上、かつ1日3時間以上開設すること」を要件に県単独で補助事業を実施しているが、3年間の時限的な補助制度のため、現在の補助要件では、今後の安定した事業運営と新たな拠点開設が困難になる可能性がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html</a>
H30	100	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域子供の未来応援交付金交付要綱及び同実施要領	「地域子供の未来応援交付金」の運用の改善	地方が、創意工夫により、地域の実情を踏まえた実効性の高い子どもの貧困対策を、継続的かつ安定的に推進するため、「地域子供の未来応援交付金」について、地域のニーズに柔軟に対応できるよう複数年度にわたる活用を可能とするなど運用の弾力化を図ること。	現行の交付金は単年度補助であることから、継続的な実施が必要とされる事業(コーディネーターの雇用)については交付金の活用に至らないケースが多く、子どもの貧困対策を進める上で支障になっている。 ※コーディネーターの雇用について、初年度に交付金があっても、翌年度以降の雇用は一般財源で対応せざるを得ず、市町村が負担を懸念して取組が進まない状況となっている。(秋田県においては25市町村のうち1町のみが30年度に交付金を活用して取り組む予定。) ※事業が軌道に乗るまでの数年について支援があれば、継続的な雇用に向けて取組が進むと考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html</a>
H30	101	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、宮城県	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第53条第1項及び第56条第1項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、都道府県に進達している。 今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。 ①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。 従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続(と住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	102	02_農業・農地	都道府県	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条	農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止	農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。	【支障事例】 農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。 また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。	—	精神通院医療の支給認定に係る所得区分審査を事務処理特例制度により市区町村が行う場合の効果・課題等を周知した。	【厚生労働省】事務処理特例条例による効果及び課題(令和元年7月17日付け厚生労働省社会・援護局精神保健福祉部精神・障害保健課事務連絡別添)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-suchi.htm#h30_101">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-suchi.htm#h30_101</a>	厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課
6【農林水産省】 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii) 農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (8) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i) 農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]	農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。	—	—	農林水産省経営局農地政策課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	103	02_農業・農地	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 土地改良法第87条の3及び附則第4条 土地改良法施行令第50条の2の10 平成29年9月1日付経営局農地政策課農地集積促進室長事務連絡	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続について、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。 ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続を経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。	【制度概要】 ①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となっている。 ②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構関連事業) 当該要件のひとつに、「改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地等であること」が規定されている。 一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地」については、 1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し 2)農用地等の所有者(出し手)及び機構の同意を得た上で 3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て 4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。  【支障事例】 ①平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続や集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続や、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者(受け手)や市町村、機構の事務的負担が極めて大きい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	104	06_環境・衛生	都道府県	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、羽後町、東成瀬村	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(平成4年8月13日 衛環第233号)	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の弾力的運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥と屎汚泥とはそれぞれ関係する法律の取り扱いが異なるため、広域汚泥処理の事業主体が流域下水道管理者である都道府県となる場合には、下水道法上の取り扱いとする措置を講ずること。	平成30年1月に汚水処理関係4省による連名で都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定を求めており、汚泥処理施設の広域化等を推進するには関係法の手続きを合理化する必要がある。 下水汚泥は、下水道管理者が自ら処理する場合は廃棄物処理法の適用外(H4年通知)であるが、集約により下水汚泥と屎汚泥等を合わせて処理する場合には、下水道法と廃棄物処理法が共に適用され、下水道法上の事業計画の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが必要になる。 当県が先進的に実施している広域汚泥処理事業において、複数の下水道終末処理場及びし尿処理場からの汚泥を集約処理・資源化する施設を整備しており、下水道法上の事業計画変更の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可も必要となるため、両手続には多大な負担や期間が発生した。 なお、下水道終末処理場では生活若しくは事業に起因し、若しくは付随する廃水等の処理に伴い発生する汚泥(し尿処理場で処理されているし尿以外のし尿も含む)を処理しており、両施設とも処理の経路が異なるだけで、処理している汚泥は同じものと考えられる。 また、広域汚泥処理施設で処理しているほとんどは下水汚泥であり、下水道管理者が広域化の事業主体である場合には、下水道法上の手続きのみで問題はないものと思われる。 全国的に広域化が推進されている中、このように非合理的な手続きが、事業の支障となることが懸念される。なお、当県では新たな集約処理施設の整備も検討されているため、手続きの合理化は喫緊の課題である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	105	09_土木・建築	都道府県	秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、羽後町、東成瀬村	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年12月22日国住総第67号国土交通省住宅局長通知)	公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの基準の緩和	人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分を求めず承認するなどの措置を講ずること。	当県の所管する施設の事例では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)において実施した耐震補強工事から10年未経過のため除却する際に国庫納付が発生する見込みとなっている。 また、社会資本整備総合交付金に限らず、公共施設の改修や修繕に交付金を活用した場合も、同事例のように国庫納付が発生することが支障となり、迅速な意思決定ができず、統廃合が進めにくい事例がある。	—
H30	106	07_産業振興	都道府県	山梨県	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律第27条	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令を国から都道府県へ権限移譲	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令を国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。 <b>【制度改正の必要性】</b> 電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすること。 <b>【具体的な支障事例】</b> 都道府県は、電気工事による危険等を経済産業大臣よりもいち早く覚知可能だが、実質的に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対してのみ、当該都道府県知事が直接、危険等防止命令等の措置を行い得ず、波及事故等が懸念される。また、経済産業大臣が届出又は通知の受理を行うみなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しては、経済産業大臣による危険等防止命令と重ねて、都道府県知事による建設業法に基づく必要な指示又は営業停止命令が出される場合があり、建設業法と電気工事業法の関連性を鑑みても、非合理的である。 <b>【懸念の解消策】</b> 危険等防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に想定される懸念については、建設業法の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気工事業者等に関する情報を、経済産業大臣を介して関係都道府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i) 農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを明確化するため、2019年中に地方公共団体に周知する。</p>	—	<p>農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを令和元年9月に地方農政局及び地方公共団体に周知した。</p>	—	—	農林水産省経営局農地政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>4【経済産業省】 (3) 電気工事の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対する危険等防止命令(27条)については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【経済産業省】 (3) 電気工事の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 登録電気事業者等に対する監督については、国・都道府県の連携強化により迅速かつ効果的な実施に資するよう、当該事業者等情報の管理状況調査結果を踏まえ、令和4年度中に双方が保有する当該事業者等に関する情報を共有するための新たな仕組みを構築する。</p>	<p>国と地方との情報共有・連携強化策として、電気事業者情報を共有するための新たな仕組みを構築することとし、国・都道府県との協議会を設置(令和2年9月24日)。情報共有の方法や内容等について議論し、情報共有の新たな仕組みに係る基本事項について国と都道府県で合意した後、詳細な調整を行い令和3年8月から情報共有システムの試験運用を開始。その結果を踏まえ、令和3年11月から当該システムの本格運用を開始した。</p>	—	—	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	107	06_環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	B 地方に対する規制緩和	地域環境保全対策費補助金交付要綱	地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直し	国と自治体の造成額に応じた取り崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩しの順序の見直しを求める。	環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適切な管理等について」に基づき、2028年3月31日以内を終期とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に処分(取崩)される」との規定により、事業計画の選択肢が狭められている。本県では、基金(造成額4億円(国費2億円、県費2億円)、独自積み増し額4億円の計8億円)の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が協賛している形態もあり、一定の効果も見込まれることから、県としては今後も継続していきたいと考えている。近年、金利の低下等に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であると考えており、当初基金の返還期限後においても、県独自で積み増した造成額で基金事業を継続する予定であった。そのため、基金の取崩しについては、まずは当初基金の4億円から国・地方公平に取り崩すものと考えていたが、平成26年度実績報告書の参考欄に記載によれば、最初に県独自に積み増した造成額から基金を取り崩すこととなっている。なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順番は明確になっていないこと、また、基金事業は本来県の事業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入すべきではないと考える。説明会や質疑応答集においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされておらず、上記取り崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	108	09_土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第51条 建築基準法施行令第130条の2の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていなければ新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破碎施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり100トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破碎施設と比べて厳格な規制となっている。中国政府が平成29年12月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物埋量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破碎施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、速やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破碎施設に対しては、破碎後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破碎施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破碎施設においては、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破碎施設と同等程度と見直すよう求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	109	11_その他	都道府県	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、外務省	B 地方に対する規制緩和	・地方自治法243条 ・地方自治法施行令第158条 ・旅券法第20条	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。	旅券法に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第20条第2項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成30年9月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成30年10月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法243条及び同法施行令第158条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済) その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりかねない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	110	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任ケアマネジャーと定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(平成36年3月31日)とすること。	経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たせない者が最低94名いるため、主任研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【環境省】 (11)地域環境保全対策費補助金 地域環境保全基金については、都道府県及び指定都市での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に2018年度中に周知する。	—	地域環境保全基金について、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に周知した。	—	—	環境省大臣官房環境計画課
6【国土交通省(5)】【環境省(3)】 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限(51条)については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省(6)(ii)】【環境省(2)】 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限については、51条ただし書許可に係る手続の円滑化に資するよう、許可に係る取組事例を、地方公共団体に令和元年中に通知する。	工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限について、許可に係る取組事例を地方公共団体に通知した。	【国土交通省】廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(技術的助言)(令和元年12月23日付け国住街第125号) 【国土交通省】(別紙1)平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成30年12月25日閣議決定)、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(令和元年12月23日閣議決定) 【国土交通省】(別紙2,3)廃プラスチック類破碎施設の建築基準法第51条ただし書許可事例 【国土交通省】(別紙4)建築基準法第51条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について(令和元年12月23日付け国都計第92号) 【国土交通省】(別紙5)廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡) 【国土交通省】建築基準法第51条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について(令和元年12月23日付け国都計第92号) 【環境省】廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_108">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_108</a>	国土交通省住宅局市街地建築課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、都道府県が条例による事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2第1項)に基づき市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)にその徴収又は収納の事務を行わせる場合には、市町村が当該事務を私人に委託できることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年11月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡)]	総務省と外務省との協議により、「都道府県が事務処理特例制度に基づき市町村が一般旅券の事務を処理することとした場合には、その徴収する一般旅券に係る手数料について、原則として、現行法上、市町村は私人にその徴収又は収納を委託することができる」との整理がされたため、その解釈の周知を図るための通知を发出した。	【外務省】一般旅券に係る手数料の徴収又は収納の事務の私人への委託について(令和2年11月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_109">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_109</a>	外務省領事局旅券課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	111	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型以外の認定子ども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定子ども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る協議が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定子ども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない、認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。対して、幼保連携型以外の認定子ども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定子ども園法第3条6項)」とされている。この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないよう規定しているものと考えられる。しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	112	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日厚生労働省雇児発第0417001号)	保育所から幼保連携型認定子ども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続きに係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定子ども園へ移行する際の財産処分手続きに係る添付書類を簡素化する	大阪府では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で保育所数が1,101園に対し、認定子ども園数が287園(うち幼保連携型259園)であったが、平成29年4月1日現在で、保育所数984園に対し、認定子ども園数が505園(うち幼保連携型434園)と保育所から幼保連携型認定子ども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定子ども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定子ども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定子ども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定子ども園への移行が進んでいることや、認定子ども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	113	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県との連携取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	114	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	115	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、伊勢崎市、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定子ども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	認定子ども園整備に係る交付金制度の一元化	認定子ども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化をする。	認定子ども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越をした財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。これまで同種の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府(10)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。					
6【厚生労働省】 (39) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。					
5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(2)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(9)(ii)】【文部科学省(8)(i)】【厚生労働省(34)(ii)】 (ii) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務については、都道府県と当該事務の実施を希望する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の間で協議が整った場合に、当該市町村において実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)]	都道府県と協議が整った市町村については権限を移譲することができることを明確化した。	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_113">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_113</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(12)】【文部科学省(13)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。	—	保育士等キャリアアップ研修について、eラーニング等による実施が可能であることを明確にし、実施方法等を取りまとめて、研修実施主体である都道府県に通知した。	【厚生労働省】保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について(平成31年4月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_114">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_114</a>	厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	116	02_農業・農地	都道府県	群馬県、福島県、栃木県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週を要している。 担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いし、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に事務の迅速化を図ってきたところであり、更なる迅速化のために配分計画の縦覧を廃止したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	117	02_農業・農地	都道府県	群馬県、福島県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	花きの振興に関する法律地域活性化総合対策事業のうち国産花きイノベーション推進事業公募要領	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際の「国産花きの強みを生かす生産・供給体制の強化」事業の実施の要件を見直す。	H30年度の事業公募において、公募直前に事業要件が変更され、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことが必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いられ、必要拡大メニューに取り組みにくい状況となっている。 県内においては、これまで、国における実証等を踏まえた花きの日持性など強みを活かした一定程度の供給体制を構築しているところであるが、今後の国産花きの振興に当たっては、県内の需要を喚起することが不可欠であり、事業の実施要件が、実情に合っていない。 また、「需要拡大メニュー」と「生産・供給体制の強化メニュー」の補助金額は同額とされたことで、実施する事業の見直しを余儀なくされた。 本件については、群馬県園芸協会、群馬県生花商組合から要望が出されているところ。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	118	01_土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第21条第2項 都市計画法施行令第14条第2号 都市計画法施行規則第13条	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	道路に関する都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第13条第3号において、道路の拡幅による位置又は区域の変更は含まれていない。本県では、平成24年度に県内の都市計画区域で市決定都市計画道路を廃止したが、これに伴い当該道路に交差する一般国道の隅切り部分も廃止するため国土交通大臣の同意を要することとなり、国との下協議から含めると5ヶ月程度追加処理日数を要した。 道路に関する都市計画の軽易な変更の範囲について、拡幅による位置又は区域の変更だけでなく、上記のように一般国道への影響が少ないような幅員の縮減による位置又は区域の変更についても、軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とするよう見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	119	06_環境・衛生	都道府県	群馬県、福島県、栃木県	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年5月27日府会第393号) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知) 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について(環境省平成20年5月15日付け環企発第080515006号)	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ(現計画では13施設の統廃合を計画)。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティプラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につながる必要がある。元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分に当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	120	09_土木・建築	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築士法第30条第1項	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年と定められているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。	建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去25年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	121	05_教育・文化	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項 H29.12.22文科省初等中等教育局財務課長事務連絡「平成30年度公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出について」(別紙)小学校の英語教育の充実に対応する専門人材の教育定数措置について	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が求められているが、そのためには、まずは、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要がある。 専科指導を行う教員は、教員定数措置上、担当する授業分(1週間あたり2コマ)しか算定されず、近隣の学校を訪問して学級担任をサガートする部分等は措置されない仕組みとなっていて、地域全体の英語指導力の向上が図れない。 すべての小学校に英語専科指導教員が配置されるわけではない(H30は15名分が措置)ことから、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。また、市町村教育委員会は、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]	農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。	—	—	農林水産省経営局農地政策課
6【農林水産省】 (10)国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (17)次世代国産花き産業確立推進事業 次世代国産花き産業確立推進事業については、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにする。 [措置済み(平成31年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)]	国産花きイノベーション推進事業の次期対策事業である次世代国産花き産業確立推進事業について、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにした。	【農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)別紙3	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_117">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_117</a>	農林水産省生産局園芸作物課
6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。	—	都市計画の軽易な変更とされる事項について、省令を改正し、「他の道路の廃止又は位置若しくは区域の変更に伴う隅切りの縮小又は廃止による位置又は区域の変更」を追加した。	【国土交通省】官報_都市計画法施行規則の一部を改正する省令 【国土交通省】都市計画法施行規則の一部改正について(情報提供) (令和元年8月14日付け国土交通省都市局都市計画課事務連絡) 【国土交通省】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)(抜粋) 【国土交通省】都市計画法施行規則の一部を改正する省令	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_118">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_118</a>	国土交通省都市局都市計画課
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。	—	都道府県建築士審査会の委員の任期について、都道府県が条例で2年を超え3年以下の任期を設定することを可能とした。	—	—	国土交通省住宅局建築指導課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	122	02_農業・農地	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地設定を含む事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とすること。 また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国との事前協議段階から土地改良法・各事業の実施要綱に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	農業生産基盤整備(線的整備事業)については、工事が長期に及ぶケースが多い中、周辺の道路環境や農業者の事情に大きな変化があっても、現行制度では柔軟な対応ができないのが実情である。 本県の県南内陸部における複数のIC周辺農地は、当該農地への直接的な工事は行われていない線的整備事業の受益地に含まれているが、後継者不在等のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいる農地や、農業を継続するよりも地理的優位性を生かして産業用地として活用した方が地域住民の生活をより豊かにすると市町村が判断する農地が存在する。 このような場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのか不明瞭であり、検討に苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	123	02_農業・農地	都道府県	岡山県、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	市町村主体の産業用地創出事業における4ha超農地転用手続の規制緩和	市町村が主体となり産業用地を創出する場合に、4ヘクタールを超える農地転用に係る国との協議を不要又は報告とする。	地方発展のエンジンとなる企業誘致は、時機を逃さないことが鉄則である中、現状では、4ヘクタールを超える農地転用を伴う産業用地開発を行おうとした場合、自治事務である農振除外の段階から、事実上の国の関与が認められるとともに、国の担当者による見解の違いや人事異動のたびに話が振出しに戻るケースが散見されるなど、国との協議調整に多大な時間と手間を要している。 また、手続に要する時間の見込みが立てられないため、企業からの引き合いに対して適切な対応ができず、地域振興の多くの好機を喪失している。 一方、手続に不測かつ多大な時間を要する現状は、景気変化による売れ残りリスクを増加させる要因ともなっており、高速道路インターチェンジ周辺等に開発適地があっても、農地が存在する場合は手が付けられないのが実情である。 市町村主体の産業用地開発事業の場合、一定の確実性・計画性等が確保されるとともに、農振除外・農地転用にあって、都道府県の関与もあるため、国が懸念する虫食いの・無秩序な開発の懸念は小さい。 農村産業法の活用による新たな土地利用調整のスキームが整備されたものの、時間的制約の克服はなお困難であり、また、予め用地を用意し、積極的な企業誘致を行うケースについては対応ができないなど、地域の実情に応じて、自らの決断でまちづくりを進めようとする市町村にとって、4ヘクタールを超える農地転用の国の規制・関与が、大きな障壁となっている。	—
H30	124	02_農業・農地	都道府県	岡山県、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	「農用地区域内」の農業生産基盤整備事業(線的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る農振除外要件の緩和	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする。	土地改良事業完了後8年未経過の水路の受益地となっているため、「農用地区域内農地」からの除外ができず、当該地を転用することが困難な状況にある工業団地の拡張計画がある。 過去の提案募集に対する農水省の回答では、農村産業法及び地域未来投資促進法の活用を求められているが、いずれの法律を活用するにしても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含む場合、区域設定に当たって農村産業法では実施計画策定に当たって、地域未来投資促進法では基本計画策定に当たって、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められている。工業団地整備後、公募により立地事業者を決定する計画のため、団地整備着手前には事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。 また、付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、8年未経過の受益地について「農用地区域内農地」からの除外を可能としても、全体の事業効果に大きな影響を及ぼさないと考えられる。	—
H30	125	05_教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条 ・特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 ・要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支弁区分に応じた定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	【現状】 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。 【支障事例】 職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。 また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。	—
H30	126	03_医療・福祉	都道府県	福島県、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第35条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。	子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。 この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所…都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園…都道府県、指定都市 ○地域型保育事業所…市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けることとなっており、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の実情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。	—
H30	127	03_医療・福祉	都道府県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化	保育所等の施設整備に關する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	—
H30	128	03_医療・福祉	都道府県	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・子ども・子育て支援交付金交付要綱	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡素化する。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (2) 土地改良法(昭24法195) 土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年中に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益地からの除外手続に関する手順並びに事業計画の変更手続に関する手順及びそれに要する期間の目安</li> <li>・国営事業実施中の受益地の変更にあたっては、受益地からの除外を要望する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。</li> <li>・補助金返還を要する場合に係る考え方</li> </ul> <p>[措置済み(平成30年10月24日付け農林水産省農村振興局整備部長通知)]</p>	-		<p>【農林水産省】国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について(平成30年10月24日付け30農振第2103号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_122">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_122</a></p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	129	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・道路運送法 ・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする、自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送を行う場合には、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。 現在、鳥取県日野郡日野町において、バス事業の生産性向上のため日野町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、鳥取運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社(一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社)それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	130	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令63号)第42条第1項	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健全な成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成29年10月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は2.64であり、求める人数の半分の希望者もいない状況である。また、福祉人材センターにおける過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	131	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準第65条、第92条、第173条 ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条 ○「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について	指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直しを求める。この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。」と規定されており、運営法人の代表者の要件が限定されている。該当する研修等の開催回数が少ないこともあり、研修要件を満たしていない者の新規参入を遅らせる一因となっている。 なお、本提案は、平成29年の提案募集において提案したが、対応方針においては、代表者交代時の研修修了に一定の経過措置(6ヶ月間の猶予期間)が設けられることとなったのみであり、当県の求めていた「指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)の緩和」に対する対応としては不十分として、改めて従うべき基準の見直しを求めるもの。	—
H30	132	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第5条	救護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	救護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○施設長に経営能力が長けた者を採用したいが、現行基準から採用できない場合。 ○生活指導員になりたい者で、資格を持っていないがやる気があり、施設側としても職員を確保するために採用したい場合。 ○中山間地域の施設では人員の確保に支障を来す。 この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	—
H30	133	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第10条第3項第1号及び同条第5項第1号ロ	救護施設の設備の基準の「参酌すべき基準」への見直し	救護施設の設備の基準の緩和	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○救護施設を建てるために確保できた土地が、想定する規模(受け入れ人数)と比べ小さく、確保できた土地に合わせて施設全体を小さくするためには係る基準が規制となる。 この基準について、自治体の実情により条例で最低基準として定めれば足りることから、参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	—
H30	134	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第11条	救護施設等の職員の配置の基準の「参酌すべき基準」への見直し	救護施設等の職員の配置の基準の緩和	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○救護施設等の配置職員の種別および数が基準により定められているが、生活指導員の募集を行っても、人が集まらず、採用が0人であった場合。 ○特に、中山間地域の施設では人員の確保に支障を来す。 この基準には「生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。」とあるが、生活指導員から准看護師まで複数の職種を通じて配置すれば良い規定とし、また参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。なお19条(更生施設)についても職員の配置基準の緩和を求める。	—
H30	135	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号	訪問看護に係る人員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている訪問看護に係る人員基準を「参酌すべき基準」参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	訪問看護に係る人員基準について、看護職員は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。</li> <li>・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。</li> <li>・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。</li> </ul>	—	<p>自家用有償旅客運送者による少量貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調えば許可に際し関係者の意見の聴取が不要な旨を通知した。</p> <p>地方公共団体・地方整備局への情報提供を通じて迅速・柔軟な許可の運用に努めることとし、許可の在り方について引き続き検討する。</p>	<p>【国土交通省】「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付け国自旅第304号、国自貨第156号)</p> <p>【国土交通省】自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正に係る取扱いについて(令和2年1月22日付け自動車局貨物課長事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_129">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_129</a>	国土交通省自動車局貨物課
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ⅳ)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。</p>	—	<p>児童養護施設等の児童指導員の資格要件について、幼稚園教諭の免許状を有する者を加えた。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第15号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_130">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_130</a>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	136	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項第4号	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体)型)に係る人員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体)型)に係る人員基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体)型)に係る人員基準について、看護職員(保健師、看護師、准看護師)は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	137	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第2項	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件について、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であることと定められているが、こうした専門職の人員確保が困難であること、また、事業所において看護職員等と連携がとれる体制が整備されていれば、必ずしもオペレーター自身が看護師等である必要はないと思われる。提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	138	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項第1号	地域密着型通所介護に係る生活相談員の専任要件の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている地域密着型通所介護に係る生活相談員の専任要件を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型通所介護に係る生活相談員について、専任であることが要件として定められているが、利用者が少人数の場合等、事業所の職員配置、利用状況等によっては、兼任を認めても支障のない事例もあると思われる。  生活相談員のサービス提供時間帯を通して1名以上配置は、利用定員が少ない小規模な通所介護である地域密着型通所介護では、特に利用者が少ない曜日には人員基準上厳しいものとなっている。サービス提供時間帯を通しての配置を要しないことや、介護職員等の職種との兼務を可とする等の基準の緩和を行ってほしい。	—
H30	139	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準について、施設ごとに1日当たり3人以下と定められているが、事業所(居室等)の規模、職員配置、利用状況等によっては、4人以上利用しても支障のない事例もあると思われる。提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	140	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項1号	児童福祉施設に配置する従業員及びその員数基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている児童福祉施設に配置する従業員及びその員数基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	省令では第2種助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターについて、従うべき基準が定められている。 現在、児童養護施設等では保育士等の確保が困難な状況であり、資格要件が支障となっているため、参酌基準とすることにより、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	141	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号	児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他の児童福祉施設の設備に関する基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他の児童福祉施設の設備に関する基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	省令では乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設について従うべき基準が定められている。提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	142	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準昭和23年12月29日厚生省令第63号)第63条	福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の配置基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の配置基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	・福祉型児童発達支援センター(児童40人以下を通わせる施設を除く)においては、栄養士を配置することが、調理業務の委託の有無にかかわらず従うべき基準として定められている。 ・調理業務を外部委託するよう場合、業務を総括・指揮するため例外なく当該受託事業者の責任において栄養士を配置しているのが現状である。 提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	143	09_土木・建築	都道府県	鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条及び統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	144	11_その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項	損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができないこと、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	県営住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる(奈良県営住宅条例第38条第2項及び第4項)と定めている。本規定は、公営住宅法第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。 「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)していることから、損害賠償金である。当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で回収にあたっている。退去者のうち、滞納家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。 なお、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定に伴い、延滞金及び遅延損害金が追加されたところであるが、地方公共団体が結ぶ契約において、損害賠償金もこれらの違約金に付随して発生する蓋然性が高いものであるから同様に規定されるべきと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試験的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 [措置済み(令和3年予備調査において実施)] ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。	国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 なお、法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。			国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	145	03_医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	A 権限移譲	高齢者の医療の確保に関する法律第12条、第13条及び第14条	地域別診療報酬の活用のための条件整備	高齢者の医療の確保に関する法律第14条に規定されている「診療報酬の特例」について、その積極的な活用に向け、都道府県の判断に資する具体的メニューを早期に示していただきたい。 また、法第13条に基づく都道府県の「診療報酬に係る意見の提出」について、国の診療報酬改定のスケジュールにあわせた具体的な手続を示すとともに、医療費適正化計画期間中であっても、都道府県が必要に応じて法第12条に基づく「実績評価」及び法第13条に基づく「診療報酬に係る意見の提出」が行えるよう規定の改正を行っていただきたい。	平成30年度からの国民健康保険都道府県単位化に伴い、都道府県は、受益(医療費)と負担(国保保険料)の両方の責任主体となり、それらを総合的にマネジメントする立場となった。 本県においては、平成30年度から「第3期奈良県医療費適正化計画」において設定した医療費目標を達成するため、医療費適正化の取組を進めており、当該目標と整合的に国保保険料を設定している。当該医療費目標が達成されない場合には、国保保険料の更なる引上げを回避し得る水準まで「診療報酬の特例」いわゆる地域別診療報酬を活用することについても検討を行う必要がある。 しかし、その活用については、具体的メニュー(医療費目標が達成できない場合の単価引下げ、病床削減が進まない場合の点数引下げ等)の提示など、都道府県の判断に資する国の検討が進んでいない。 また現行規定では、医療費適正化計画の期間終了翌年度に県が実績評価を行い、厚生労働大臣に意見を提出し、これに基づいて「診療報酬の特例」についての判断を行うこととされており、医療費適正化計画期間中に医療費が増加した場合の適時・適切な対応ができない。 これらのため、現状では、都道府県が実効ある形で住民負担の増加の抑制を図ることができない。	—
H30	146	11_その他	都道府県	奈良県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条第1項、同条第15項、第7条第1項、第8条第1項及び第13条の2、地域再生基本方針5 3)①イ及び5 5)②ロ、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A Q1-11、Q1-12、Q1-14及びQ2-4、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)2 2-1③(2)	地方創生応援税制適用に係る要件の緩和	内閣総理大臣から認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に法人が寄附を行った場合に適用される地方創生応援税制の適用要件について、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」以外の事業にも拡充することを求めるもの。		—
H30	147	03_医療・福祉	都道府県	奈良県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行くこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。 施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。 施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多いことから、同一日に実施することが効率的である。 特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	148	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第3条の2一号	特別非常勤講師の教授可能範囲の拡大	小学校の教科「外国語(英語等)」については、特別非常勤講師の教授可能範囲を「教科の領域のすべて」とする。	・新学習指導要領により、2020年度から小学校において英語が教科化されることとなっている。当該授業は原則として学級担任が行うこととされているが、英語力と指導力を兼ね備えた教員が不足しているだけでなく、英語研究や教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。 ・また、本県では単級の山間地小規模校が多く、全小学校への英語の専科教員の配置が困難である。 ・そこで、英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用したいが、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。 ・このため、英語力・指導力不足と多忙化が問題視されている教員の抜本的な負担軽減につながらない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【厚生労働省】</b>  (3) 児童福祉法(昭22法164)  (xi) 児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  (iii) 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(16) 生活保護法(昭25法144)  (v) 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(21) 老人福祉法(昭38法133)  (ii) 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><b>6【内閣府(10)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(29)】</b>  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)  (ii) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;  <b>5【厚生労働省】</b>  (5) 児童福祉法(昭22法164)  (i) 児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知する。  [措置済み(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)]</p> <p>(6) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知(平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)を改正し、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる指定障害者支援施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行う。  [措置済み(令和2年7月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)]</p> <p>(15) 生活保護法(昭25法144)  (i) 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知(平12厚生省社会・援護局長)を改正し、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行う。  [措置済み(令和2年6月29日付け厚生労働省社会・援護局長通知)]</p> <p><b>5【内閣府(7)(i)】【文部科学省(7)(i)】【厚生労働省(33)(i)】</b>  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)  幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知する。  [措置済み(令和2年7月6日付け内閣府子ども・子育て本部参事官付事務連絡)]</p> <p>&lt;令3&gt;  <b>5【厚生労働省】</b>  (37) 老人福祉法(昭38法133)  (i) 老人福祉施設に対する一般監査の頻度については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、通知(平12厚生省老人保健福祉局長)を改正し、原則として3年に1回(現行制度上、毎年1回)とするなどの見直しを行う。  [措置済み(令和3年11月15日付け厚生労働省老健局長通知)]</p>	<p>児童福祉施設については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年7月3日付け、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知した。</p> <p>障害者支援施設等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる指定障害者支援施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行い、令和2年7月17日付けで地方公共団体に通知した。</p> <p>保護施設については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行い、令和2年6月29日付けで地方公共団体に通知した。</p> <p>幼保連携型認定こども園については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年7月6日付けで、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知した。</p> <p>老人福祉施設については、「老人福祉施設指導監査指針」を改正する通知を令和3年11月15日に発出し、老人福祉施設に対する一般監査の頻度を原則として3年に1回とするなどの見直しを行った。</p>	<p>【厚生労働省】「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」について(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)  【厚生労働省】「障害者支援施設等に係る指導監査について」の一部改正について(令和2年7月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  【厚生労働省】「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」の一部改正について(令和2年6月29日付け厚生労働省社会・援護局長通知)  【内閣府】認定こども園の指導監査の効率的・効果的な実施について(令和2年7月6日付け内閣府子ども・子育て本部参事官付事務連絡)  【厚生労働省】老人福祉施設に係る指導監査について(令和3年11月15日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futsuchi.html#h30_147">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futsuchi.html#h30_147</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部  文部科学省初等中等教育局幼児教育課  厚生労働省子ども家庭局保育課  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室  厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室  厚生労働省老健局総務課介護保険指導室</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	149	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長	旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を誤認した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効。H29.1~6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	150	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記	個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。また、新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難である。さらに、旧・新免許状所持者ともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確認ができない。教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、上記の状況のため、確認作業が負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	151	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	教員免許失効後の一定期間における救済措置	運転免許証と同様、免許失効後の一定期間を救済措置期間とする。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。しかし、免許状の有効期間や延期申請の扱いに大きな違いがあるなど、制度が複雑なため混同する者が多く、混乱を招いており、免許失効者が全国的に後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効。H29.1~6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) 免許が失効すると、現職教員は失職する。失職は教員本人の生活の糧を奪うだけでなく、生徒や学校、教育委員会にも多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。	—
H30	152	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	一定の教員実務経験がある60歳以上の者の教員免許更新制の適用除外	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用除外とする。	現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、好景気のため、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないと、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、速やかな任用を行う上で支障となっている。	—
H30	153	08_消防・防災・安全	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20	公共土木施設災害復旧事業における設計変更に当たり、主務大臣との協議を要しない「軽微な変更」の範囲拡大	公共土木施設災害復旧事業において、事業費決定の基礎となる設計を変更する場合、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なされ協議が不要になる。当該要件は、「事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下」とされている。このうち、「1,000万円以下」の金額要件を緩和すること。	【制度概要】 道路や砂防設備、河川など公共土木施設に関する災害復旧事業で地方公共団体が施行するものについて、国はその事業費の一部を負担する。国に国庫負担を申請するときは災害復旧事業の設計書を添付して主務大臣に申請しなければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 なお「軽微な変更」とは、事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下のもので、誤測等の訂正に係る変更や、仮設工の変更など工法に変更がないもの等を指す。  【支障事例】 事業費が高額になる工事においては、事業費がわずかに1~2%変動しただけで変更額が1,000万円以上となる。そのため、河川護岸(ブロック積工)の復旧延長の延伸という単純な工法であっても、事業費が高額になる場合は、変更協議が必要になる。また、変更協議にあたっては22種類の様式、合計30~40枚程度の資料を添付する必要があり地方自治体に著しい負担が生じるほか、国協議等に約3ヶ月※を要するため着工が遅れる。 ※県(本庁所管課)と申請者(県(建設事務所)、市町村)の事前協議:1か月 国(本省)と県(本庁所管課)の協議:2か月	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	154	11_その他	都道府県	長野県	内閣府、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	地方創生道整備推進交付金要綱、地方創生道整備推進交付金要領	地方創生道整備推進交付金における交付金交付決定前の着手	地方創生道整備推進交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けること。	地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け(4月頃)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月頃)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。本県の山林部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (ii)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者(2条2項)への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 [措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]</p> <p>(iii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(iv)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt; 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) 幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者のうち幼稚園教諭普通免許状が未更新により失効している者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令4法40)により教員免許更新制が発展的に解消されることに伴い、過去に免許状を授与した事実に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)]</p>	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、教育免許更新制を発展的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休眠状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなった。また、失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなった。</p>	<p>【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)</p> <p>【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_149">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_149</a></p>	<p>文部科学省総合教育政策局教育人材政策課</p>
<p>6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (iii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (i)教員免許状の修了確認期限等については、免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できる「教員免許状の有効期間確認ツール」を作成・公開するとともに、免許状所持者に対する周知への協力について、都道府県教育委員会等に通知する。 [措置済み(令和元年9月27日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]</p>	<p>教員免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できるツールを公開し、その周知への協力について通知した。</p>	<p>【文部科学省】教員免許状の有効期間確認ツールの公開について(令和元年9月27日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_150">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_150</a></p>	<p>文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【国土交通省】 (8)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。</p>	—	<p>設計変更協議について、変更内容に応じて郵送やメールによる協議を可能とする等手続を簡素化し、その旨を周知した。</p>	<p>【国土交通省】災害復旧事業の設計変更協議手続簡素化</p> <p>【国土交通省】全国都市計画主管課長会議</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_153">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_153</a></p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局水政課</p>
<p>6【内閣府(16)】【農林水産省(12)】 地方創生道整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。</p>	—	<p>林道に係る地方創生道整備推進交付金について、やむを得ない事情により必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、その旨を通知した。</p>	<p>【農林水産省】林道に係る地方創生道整備推進交付金の実施について(平成31年3月28日付け30林整整第1176号林野庁長官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_154">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_154</a></p>	<p>林野庁森林整備部整備課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	155	05_教育・文化	都道府県	長野県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・学校教育法第124条(他類型の学校から大学への編入学については、第108条第7項、第124条、第132条等) ・平成26年9月1日付け26文科高421号文部科学省高等教育局長通知	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法第124条中、「他の法律に特別の規定があるものを除く」から職業能力開発短期大学校を除外し、修了者の大学への編入学を可能とする。	・大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学校、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業生を対象に認められているが、職業能力開発短期大学校(本県の場合は工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。 ・平成26年9月1日付けの単位認定実施の制度改正通知により、大学において職業能力開発短期大学校での学修について60単位まで認定が可能となった。 ・しかし、単位認定とは、職業能力開発短期大学校の卒業生が大学に進学する場合、既習得単位として認められるものである。これでは、入学試験の準備、2年の就業期間を経て改めて4年制大学の1年に入学するという修学年限の長さ、学費等、編入学に比べて学生の負担が大きく、利用実績の増加は見込めない。 ・本県の工科短期大学校(2校)では、240人の定員に対して博士13名・修士6名を含む6科合計38人の教授陣による少人数制授業を実施し、実習等で使用する機器類も工学系大学と遜色ない設備を導入している。また、専門学校から大学への編入学基準(2年間1,700時間)を上回る授業時間(2,808時間)を確保しており、大学への編入学に値するカリキュラムを備えている。	—
H30	156	11_その他	中核市	郡山市	内閣府、金融庁、財務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第12条及び第12条の3。住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-①-ア-①(カ)及び第2-4-(3)-①-ア	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。 また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	157	03_医療・福祉	中核市	郡山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○生活保護法第29条及び第29条第2項、 ○「日本年金機構における活保護法第29条に基づく照会回答事務の集約化について」(平成29年3月3日付け保護課保護係長通知)	生活保護法第29条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与について	現行の生活保護法第29条に基づく年金調査は、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答で行う必要があり、その文書やり取りに時間を要し、年金受給に係る不正受給対策が遅れている。 地方公共団体の税務担当職員が税務調査において税務署で関係書類の閲覧をしているように、生活保護調査においても随時最寄りの年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できれば不正受給を未然に防ぐことが可能である。生活保護担当職員にも税務調査と同様の調査権により、年金事務所で調査ができる権限を求めるもの。	本市において生活保護受給者は高齢者や障害者が約7割を占めている。年金受給できるのかどうか自己判断できず、福祉事務所の調査によって判明することが多いが、生活保護法第29条に規定されている日本年金機構への調査は、実際、厚生労働省保護課からの通知により、日本年金機構中央年金センター(香川県高松市)へ照会回答事務が集約されており、回答が届くまで時間を要し大変不便をきたしている。 また、今般の年金支給期間の短縮で年金該当者が増えており、福祉事務所の再調査の結果、今まで発見できなかった受給者の年金保険料納付期間が見つかるケースが多くあった。それに関連し、生活保護受給者が福祉事務所に収入申告せず年金を遡及受給し、福祉事務所が日本年金機構から回答を受け取る頃には全額消費してしまうケースがあり、福祉事務所としては不正受給防止の対応に大変苦慮している。 一方、地方公共団体の税務担当職員による税務調査では、地方税法第20条の11に基づき、必要に応じて税務署において資料の閲覧ができる。生活保護担当職員も生活保護法第29条に基づく同様の権限により、事前に被保護者の年金支給決定や支給日等の情報が分かれば、これに係る不正受給を防止することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	158	08_消防・防災・安全	一般市	三豊市	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第3項、同条第4項及び自然公園法施行規則第11条第2項	自然公園法施行規則における第二種特別地域での行為の許可基準の緩和	災害発生等の緊急時に市民の安全を確保するために、デジタル防災行政無線設備を整備する場合については、通常の許可基準に特例を認め、必要最低限の設備については許可されるよう基準の緩和を求める。	自然公園法第20条第3項により、国立公園内において一般建築物の新築を行う場合には環境大臣の許可を受けることとなり、同条第4項には環境省令で定める基準に適合しない場合には許可をしてはならないこととなっている。 本市ではデジタル防災行政無線設備の整備事業としてアンテナの設置を検討しているが、本市の地域の特性上地形は南北に長く、半島及び島嶼部もあるために基地局(中継局)を標高の高い場所に設置し、かつ3箇所整備しなければ市内全域を網羅することができず、本市においては第二種特別地域以外に適当な建設予定地がない。 しかし、上記地域に設置しようとする場合、自然公園法第20条第3項により、環境大臣の許可が必要となるが、その許可基準では建築物の地上部分の最高部が13m以下と定められているため、周辺の地形等を考慮し有効なアンテナ設置位置を計画したが、上記基準を遵守することができないために、省令の基準内である13m以内に計画変更した。計画変更により、今回は代替地の標高が当初予定地より高い場所であったために問題はなかったが、低い場合は通信機能に支障が生じる恐れがある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府(7)】【金融庁(2)】【財務省(4)】 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【内閣府(7)】 (ii)申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【内閣府(9)】【金融庁(1)】【財務省(3)】 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 生命保険会社が税務署長に提出する支払調書(所得税法225条1項4号)に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要になるため、契約時など保険契約者の生存中速やかに、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、生前に収集するために必要な対応をすべきことを、生命保険会社に要請する。 [措置済み(令和元年9月20日金融庁と生命保険協会の意見交換会)]</p> <p>&lt;令2&gt; 5【内閣府】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、本人からの個人番号の提供は本人の生存中に行われる必要があることを踏まえ、個人番号利用事務等実施者(12条)が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)]</p>	<p>生命保険会社に対し、保険契約者の個人番号を生前に収集するために必要な対応をすべきことを要請した。 また、申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについて、個人番号利用事務等実施者が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知した。</p>	<p>【金融庁】業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点(生命保険協会(令和元年9月20日)) 【内閣府】申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について(令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_156">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_156</a></p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 金融庁監督局保険課 国税庁課税部税総括課</p>
<p>6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iii)保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会(29条1項)については、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努める。 また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。</p>	—	<p>・年金機構から自治体への照会について、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努めることとした。 ・緊急に回答が必要な場合には、年金機構から各年金事務所への照会が可能である旨を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】生活保護法に基づく日本年金機構への照会について(平成31年3月29日付け厚生労働省年金局事業企画課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_157">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_157</a></p>	<p>厚生労働省年金局事業企画課</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	159	09_土木・建築	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第92条第1項 道路法施行令第38条	道路法施行令第38条による不用物件の管理期間の運用弾力化	すでに道路としての機能・形態を失っている里道(市道認定有)で、道路を構成する敷地等が供用廃止又は区域変更により不用となった場合の管理期間について、 ・沿道住民等の利害関係者に対して廃道の同意取得が完了している場合 ・売却等の処分方針が明確になっている場合は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるようにしてほしい。	【現状】 本市では、里道も市道として認定しているが、過去に田畑等へ至る道路(車両通行可能な幅員は無い)として機能していたものの、開発や区画整理、道路整備事業により車両の通行が可能な別の道路ができたため誰も通行しなくなり、道路としての機能・形態がなくなったような里道が存在する。 こうした里道について払下げの要望があった場合、当該里道が不用道路敷と考えられ、他の行政目的でも使用する予定がない場合には、沿道住民等利害関係者の廃道の同意取得を条件に払下げが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得が確認できた後に市議会で廃道の議決を経て告示を行い、告示から2ヶ月間の管理期間(道路法施行令第38条)経過後に払下げを行っている。 【支障事例】 この管理期間があるために、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、事業者の負担が増え、土地活用や経済活動の妨げになっている。 このため、すでに道路としての機能・形態を失っている里道で、沿道住民等利害関係者に対して廃道の同意取得が完了しており、売却等の処分方針が明確になっている場合については、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるよう求める。 なお、実務上は沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会で廃道の議決、告示を行っていること、すでに道路としての機能・形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は乏しいと考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	160	11_その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第7条第1項	指定都市について人事委員会又は公平委員会を置くことが出来るようにするもの。(指定都市に設置されている人事委員会の、採用試験等に関する権限を市長部局をはじめ任命権者の権限とする。)	本市をはじめ大都市では、社会経済情勢の急激な変化の中、様々なニーズに対応するため、適切な人事行政を行っていく必要がある。人事配置については任命権者の権限とし必要に応じて行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、権限者の違いから主体的・機動的に採用活動を行うことができない。 この支障を解消するため、指定都市については、人事委員会を配置とせず、人事委員会又は公平委員会を置くことができるよう制度変更し、採用権限を任命権者の権限とすることを求める。	○現行は、各任命権者が必要な人材像等を人事委員会に示し、人事委員会において採用試験を実施し、採用試験に合格したものを基本的に各任命権者で採用している(採用待機者を除く)。 ○人事委員会の権限である採用試験に係る計画決定や最終合格者の決定については、常に人事委員会に諮り了承を得ないと行うことができない。各任命権者では、人事委員会に諮る議案等の準備作業などで人事委員会事務局と調整が発生し、人事委員会も常に開催できるものではないため、任命権者だけで採用試験を行えることと比べると、機動的な採用活動を行うことができない。 ○人事委員会規則による委任は可能であるが、本市では一部資格職にとどまっている。 ○採用試験の権限を全部任命権者に委任することについては、総務省の見解は「法の制度上可能であるが、地方公務員法の主旨を踏まえて、人事委員会とよく話し合い、なぜ全部委任を行うのか説明責任を果たしてほしい」というもので可否については明確な回答を得ることは出来なかった。また、あくまで権限の委任であり、人事委員会からの委任が必要であり、任命権者が主体的に行えるものではない。 ○社会経済情勢の急激な変化の中、持続可能な大都市経営を実現する必要があると感じており、そのためには自治体経営そのものに直結する職員の採用を任命権者が主体的・機動的に実施する事が不可欠である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	161	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」(H4.3.2厚生省発老第19号厚生事務次官通知) 「老人クラブ活動等事業の実施について」(H13.10.1老発第390号厚生労働省老健局長通知)	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和	老人クラブに対しては、現在、見守り事業など、地域での取り組みに対して補助を行っているが、補助金がなくなるにより、活動資金が不足し活動が継続出来なくなるクラブが発生する可能性があり、補助金要件を満たせなくなるまで会員が減ったクラブは、会員数減により解散することになり、地域活動の衰退につながる。 一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
H30	162	06_環境・衛生	指定都市	横浜市	総務省、環境省	B 地方に対する規制緩和	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	PCB廃棄物等の掘り起し調査にあたっての固定資産税情報の内部利用	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実かつ適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起し調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	PCB特措法では、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を推進するため、保管事業者等に対して法定期限内の処分・廃棄を義務付けており、都道府県・指定都市・中核市等では、環境省のマニュアルに基づき、保管・所有している可能性の高い事業者を対象とした「掘り起し調査」を進めている。 調査票送付先として、昭和52年3月以前に建てられた事業用建物とその所有者のリストを作成するにあたり、同マニュアルでは、法務局・地方法務局又は市町村の固定資産税担当課から、「建物の登記情報」または「登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報」を入手する方法が示されている。しかし、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、所有者の住所情報には、登記簿と同一の情報だけでなく、納税通知書の送付等のために独自に取得した情報が含まれていることから、税法上の守秘義務を理由に提供を受けることができなかった。このため、現在は登記情報を基に作業を進めているが、建物の建築年次の情報が含まれておらず、住居表示や所有者等の登記変更が行われていないケースもあるなど、調査票の送付先の特定を十分に行えず、調査の支障となっている。 指定都市・中核市等は、同じ市内に固定資産税情報を保有している部署があり、事業所の集積地でもあることから、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	163	08_消防・防災・安全	指定都市	横浜市	警察庁	B 地方に対する規制緩和	『「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて」(平成30年3月19日付け警察庁丁交発第39号、丁規発第32号)  別添「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準(平成30年3月一部変更)」	搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における運転免許要件を国際運転免許証等でも搭乗可能となるよう明確化	搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における運転免許要件を国際運転免許証等でも搭乗可能となるよう明確化すること。	セグウェイ等の搭乗型移動支援ロボットについては、現在は、道路運送車両の保安基準の緩和措置や道路交通法に基づく道路使用許可を受けて、公道での実証実験が行われている。 警察庁による、実証実験の際の道路使用許可に関する基準では、「大きさ及び構造並びに原動機の大さに応じた運転免許を受けていること」が搭乗者の条件とされており、小型特殊自動車(セグウェイ等が該当)等を運転できる区分の運転免許の所持者であれば、公道実証実験での搭乗が可能となっている。他方、ジュネーブ条約締結国による国際運転免許証等の車両区分には、日本の運転免許における小型特殊自動車に対応する車両区分がなく、警察庁の当該基準を適用できるか不明確であることから、横浜市における公道実証実験では国際運転免許証等所持者による搭乗を認めていない。 道路交通法では、原付免許以外の全ての運転免許(小型特殊自動車よりも大きい自動車等の運転免許)で小型特殊自動車の運転も認められていることなどを踏まえ、警察庁による「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準」における搭乗者の条件について、国際運転免許証等でも搭乗可能となるよう基準を明確化していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (13) 道路法(昭27法180) (ii) 不用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (13) 道路法(昭27法180) 不用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、路線廃止後の円滑な土地利用に資するよう、管理期間の運用に係る解釈を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	道路の路線の廃止に伴う不用物件の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け国土交通省道路局路政課企画専門官事務連絡)により、供用されている地方公共団体の管理する都道府県道又は市町村道のうち既に機能・形態を失ったものについて、路線の廃止又は変更を行う場合、一定の条件を満たせば路線の廃止又は変更に先立って道路の供用を廃止し、不用物件の管理期間を経過することとしても差し支えないことを明確化した。	【国土交通省】道路の路線の廃止に伴う不用物件の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け国土交通省道路局路政課企画専門官事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_159">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_159</a>	国土交通省道路局路政課
6【総務省】 (6) 地方公務員法(昭25法261) (iii) 人事委員会と任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に情報提供を行う。また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。	—	令和2年3月13日、地方公共団体の取組状況に関する調査で得られた事例等を取りまとめ、各地方公共団体宛に通知した。	【総務省】「平成30年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」及び「任命権者と人事委員会間の連携等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)」の結果等について(通知)(令和2年3月13日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_160">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_160</a>	総務省自治行政局公務員部公務員課
—	—	—	—	—	—
6【環境省】 (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (i) 都道府県市が実施する、管内における未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査については、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」(平30環境省)に記載の各情報源の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各情報源にメリット・デメリットがあり、入手の容易性も都道府県市ごとに異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)】 (ii) 都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があること等を踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。	—	(i) 都道府県市が実施するPCB使用安定器の調査について、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」に記載のある情報源にメリット・デメリットがあるため、使用する情報を選択する必要があることを、都道府県市に周知した。 (ii) 上記PCB使用安定器の調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に提供した。	【総務省】【環境省】PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)等について(通知)(平成30年8月29日付け環境省第1808291号) 【総務省】【環境省】PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版) 【環境省】PCB使用安定器の掘り起こし調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月18日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡) 【環境省】PCB使用安定器の掘り起こし調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月30日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_162">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_162</a>	総務省自治税務局固定資産税課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室
6【警察庁】 (3) 道路交通法(昭35法105) 搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験については、国際運転免許証又は外国運転免許証(107条の2)で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実施主体に2018年度中に周知する。	—	搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験について、国際運転免許証等で運転することができる場合を明確化した。	【警察庁】小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許証等について(通達)(平成31年2月21日付け警察庁丁運発第34号、丁交企発第32号、丁交指発第18号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_163">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_163</a>	警察庁交通局運転免許課、交通企画課、交通指導課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	164	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲	医療計画の策定等に係る権限及び地域医療構想の実現のために必要な措置に関する権限を、指定都市に移譲すること。	横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、市域の医療動向を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。 しかしながら、 1. 医療計画は都道府県が定めるとされており、指定都市が基準病床数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行うとされ、指定都市の実情を踏まえた会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。 このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に取り組めるよう、 1. 医療計画の策定等に係る権限の都道府県から指定都市への移譲 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限の指定都市への移譲 を行っていただきたい。	—
H30	165	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療介護総合確保促進法第4条、第5条	地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築	地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築すること。	団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築に取り組む中、横浜市では、約3,300床の病床、特に回復期・慢性期病床の確保が必要になることが見込まれている。 横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域とは医療需要の動向が大きく異なっている。また、既に県からの権限移譲を受けて病院の開設許可や病床整備事前協議の手続きを行い、市域の医療課題や医療提供体制の動向を把握しているほか、高度な医療機能を有する地域中核病院の市内6方面別での整備、救急医療提供体制の整備、在宅医療拠点の全18区設置など、効率的・効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している実績もある。 しかしながら、地域医療介護総合確保基金については、県が策定した事業計画に基づき市町村等に交付されており、神奈川県全体の配分額が不十分な上、慢性期病床整備に関する横浜市の事業提案が認められないなど、将来的な課題解決のために横浜市が主体的に活用できていない。 地域特性に応じて主体的に施策を推進できるよう、県からの税源配分を伴う形での指定都市への基金設置、又は、基金への指定都市配分率の設定などにより、地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築していただきたい。	—
H30	166	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第10条第3項 国立公園事業取扱要領第10条(7)	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	【現状】 企業保養所等が公園事業(宿舍)として認められる具体的な要件(利用資格、利用料金、予約時期等)が示されていないため、予見性が低く、企業保養所等における利活用に向けた建て替え等の意欲が削がれるなど、民間投資が促進されていない。 【支障事例】 瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、企業保養所等が相次いで閉鎖している。このため、兵庫県は六甲山再生委員会を設置して、民間資本の誘導による六甲山の活性化を検討している。瀬戸内海国立公園六甲地域公園計画の見直しによって、摩耶山地区(15.5ha)と六甲山地区(430ha)が、公園利用施設として認められる施設(宿泊施設、休憩所等)の面的整備が可能となる集団施設地区に設定される見込みである。集団施設地区内では建築面積、高さなどの規制基準が弾力的に運用されるため、公園利用施設として認められる施設の新築や改修等の整備について、民間投資の促進が期待できる。しかし、公園事業(宿舍)として国が認める具体的な要件が示されていないため、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等については、事業者が予見性を欠き新築や改修等を躊躇することとなる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	167	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・旅館業法第2条、第3条 ・平成28年3月31日付 厚生労働省生活衛生課長通知	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	【現状】 人口減少社会にある中、地方創生の観点から、国全体で空き家を有効活用した都市部から農村部への移住や二地域居住の促進、危険空き家等の発生抑制に取り組んでいる。 上郡町では、空き家バンク制度や住宅取得助成制度に加えて、特定公共賃貸住宅の目的外使用による生活体験住宅の提供事業を開始し、移住や定住希望者に対する移住体験住宅の提供を検討している。 【支障事例】 移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。 しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。</p>	—	<p>企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認められる具体的な要件を明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>【環境省】自然公園法施行規則の一部を改正する省令(令和元年9月30日環境省令第7号) 【環境省】国立公園事業取扱要領(令和元年9月30日付け環自国発第1909302号) 【環境省】宿舎に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて(令和元年9月30日付け環自国発第1909303号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_166">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_166</a></p>	<p>環境省自然環境局国立公園課</p>
<p>6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した。「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。</p>	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	168	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、川西市、三田市、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	・道路運送法第78条、第79条 ・平成30年3月30日付 国土交通省自動車局旅客課長通知(道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について)	自家用自動車で行う高齢者移送ボランティア活動で収受可能な経費の範囲の緩和及び自家用有償運送登録要件の設定権限の都道府県知事への移譲	交通不便地または交通空白地において、市の認める高齢者移送ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、自家用有償運送の登録を受けずに収受できる経費の範囲を緩和すること。あわせて、交通不便地または交通空白地における自家用有償運送事業の要件の設定権限を都道府県知事に移譲すること。	【現状】 自家用自動車は原則として有償の運送の用に供してはならず、公共交通空白地有償運送や福祉有償運送などの国の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において許可を要しないのは、ガソリン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合に限定され、運送による反対給付があるものは、たとえ少額でも自家用有償運送の登録が必要とされている。 【支障事例】 地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。しかし、ガソリン代、道路使用料、駐車場代以外の金銭の収受が認められていない現状では、地域ボランティアに個人負担が生じることから担い手確保が困難になったり、利用者が無償でサービスを受けることに抵抗を感じたりしており、導入、継続が厳しい状況となっている。一方、自家用有償運送の登録にかかる手続きや日常の運行管理は、地縁団体等にとって煩雑であり、意欲があっても導入に至らない。 【川西市】小規模な自治会(350世帯)から相談が寄せられているものの、金銭面の課題があり実施には至っていない。 【三田市】無償でボランティアを受けることに抵抗のある高齢者が遠慮なく利用できるように利用料(100円)を収受し、謝礼としてボランティアに給付しようとしたところ、道路運送法上の反対給付にあたるとして、自家用有償運送の登録を求められ実現に至らなかった。	—
H30	169	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・介護保険法第13条	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	【現状】 介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるのが原則であるが、その原則のみでは介護保険施設の所在する市町に給付費の負担が偏って施設等の整備が進まない恐れがあり、特例として、施設に入所する場合には住民票を移しても移す前の市町が引き続き保険者となる住所地特例が設けられている。 住所地特例対象施設は、介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、施設が所在する住所地の被保険者のみが利用できるサービスとされているため、地域密着型の施設は住所地特例の適用外となっている。 【支障事例】 他市町から特定施設(軽費老人ホーム)に入居している者の認知症が進行して、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要になる場合、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であるため、住所地特例は適用されない。当該者は認知症高齢者グループホームが所在する市町の被保険者となることから、給付費の増加につながり、保険者間の負担の公平が保たれていない。実際、提案町において、他市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後に、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成18年度以降9人(内、4人は継続利用中)で、支払った介護給付費は1億6,898万円(平成30年3月分まで)となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	170	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・国有財産特別措置法第3条 ・社会福祉法第2条 ・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	【現状】 平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。 減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。 【支障事例】 介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。 平成28年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	171	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	財務省	B 地方に対する規制緩和	・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付方法の見直し	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付において、貸付け希望受付時に適正な時価に基づく貸付料の参考価格を示すこと。	平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。 貸付料は、貸付相手方決定後に国が鑑定評価を行って決まるが、貸付希望時には貸付料の参考価格が示されないため、事業者が収支を見込むことが困難となり、事業参入の支障になっている。	—
H30	172	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、香美町、鳥取県、兵庫県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・高齢者の医療の確保に関する法律第107条、110条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第110条 介護保険法第134条～140条	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合等の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合等に、特別徴収の要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	【現状】 後期高齢者医療制度における年金からの特別徴収では、前年度10月から2月に特別徴収されていた者について、当該年度の5月末までの間に年金が支給されるときは、市町は特別徴収により徴収ができる制度となっている。このため、所得の減少や世帯の変動等に伴い年間保険料が減少する場合、年度途中で過徴収となった保険料を調整するために、10月から2月の間の特別徴収額を0円に設定せざるを得なくなることで、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。 【支障事例】 一度特別徴収となった年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることの理解が得にくく、市町における円滑な保険料徴収事務の支障となっている。 保険料額の還付に伴い特別徴収が中止されてしまう場合において、特別徴収対象者の要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たせば、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として翌年度当初から特別徴収を継続できるようにすること。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	【厚生労働省】平成30年地方分権改革に関する地方からの提案への対応について(介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続について)(周知)(平成30年12月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_169">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_169</a>	—
6【財務省(3)】【厚生労働省(18)】 社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付について、対象施設の追加等を通知した。	【厚生労働省】「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【財務省】介護施設整備に係る国有地の有効活用について(平成27年12月21日付け財理第4997号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正) 【財務省】国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて(昭和48年12月26日付け蔵理第5722号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_170">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_170</a>	財務省理財局国有財産企画課 厚生労働省老健局老人保健課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	173	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都市、大阪府、堺市、川西市、三田市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援交付金交付要綱 別紙 放課後児童健全育成事業 1(1)エ	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る長時間開所加算の要件を、「1日5時間を超え」に緩和	放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。	【現状】 平成29年3月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚労省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の7.3%である。 【支障事例】 本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くに終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベッタウンであり神戸や大阪に通勤する者が多いため、放課後児童クラブの開所時間の延長に取り組んできたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金等の指導員の待遇を見直したいという地域があるが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。	—
H30	174	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都市、大阪府、堺市、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の実施について ・放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条第1項	放課後児童支援員等処遇改善等事業の要件を、3時間を超えて開設する施設に緩和	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開所時間である「3時間を超えて」に緩和すること。	【現状】 放課後児童支援員等の処遇改善に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員の賃金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件とされており、長時間開所する場合には限られている。 【支障事例】 放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっている。洲本市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は37人となっているが、週休日の代替職員の確保や障害を持つ児童への対応の必要性等を勘案すると十分な体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を要件を満たそうとすると、支援員等に長時間労働を強いることとなるため断念した。	—
H30	175	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、京都市、大阪府、堺市、洲本市、南あわじ市、淡路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金交付要綱、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領別紙2「地域学校連携推進事業」6. (2)②カ	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子供教室)に係る協働活動サポーターの交通費の補助対象化	放課後子供教室における協働活動サポーターに係る交通費について、「原則」補助対象とされていないが、やむを得ず小学校の校区外から通勤するサポーターの交通費を補助対象経費として認めること。		—
H30	176	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費は、応援職員も含めて災害救助費の対象外とされているが、災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与等を行うための経費として、家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬等と定められており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 【支障事例】 発災後、迅速に行わなければならない応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書が必要不可欠であるが、「家屋被害認定調査」及び「罹災証明書の発行」業務に要する費用は、応援職員も含めて災害救助費の対象外となっている。今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいため、被災地応援に二の足を踏むこととなり、多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることが想定される。これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8となっている。熊本地震の際にも、国等から応援職員の派遣要請がなされ、兵庫県及び県内市町から家屋被害認定調査、罹災証明発行等業務に延べ1,610人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担は大きい。	—
H30	177	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都市、大阪府、神戸市、上郡町、和歌山県、鳥取県、兵庫県町村会	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・地方税法第17条の4第1項第1号、第3号	国民健康保険料(税)還付加算金の始期の見直し	国民健康保険料(税)の還付加算金の起算日を、所得税の還付申告等がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日に見直すこと。	【現状】 国民健康保険料(税)の還付加算金の起算日は、還付原因にかかわらず、全ての場合において、納付日の翌日を起算日として計算される。一方、個人住民税及び個人事業税については、還付申告に基づき減額があった場合は、還付加算金の起算日が「所得税の還付申告書の提出がされた日の翌日から1月を経過する日の翌日」となっている。 【支障事例】 ①所得税の更正、②所得税の申告書の提出、③資格喪失届出提出等、地方公共団体に帰責事由がない理由に基因して、国民健康保険料(税)の還付が発生した場合でも、所得税や個人住民税と異なり、地方税法第17条の4第1項第1号が適用され、納付・納入の日の翌日が還付加算金の始期となる。そのため、市町村において還付加算金起算日の適用誤りが見られる。また、個人からの還付申告等の提出が遅れるほど、還付加算金も多額になり、適正な時期に申告する者との不公平が生じているほか、市町は帰責性がなくともかかわらず、個人住民税と比べて多くの還付加算金の負担を強いられている。 【県内市町の還付加算金実績(国保税(料))】※平成28年度実績(神戸市除く県内40市町) ・所得税の更正、申告に伴う減額：507千円 ・資格喪失届の遅延に伴う減額：1,712千円	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	178	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪市、堺市、八尾市、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第37条第2項、第48条の2第2項、公職選挙法施行令第24条	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任条件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。	投票管理者は投票所の最高責任者として投票事務を適正に処理する責務があり、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であるが、「当該選挙の選挙権を有する者」に限定されていることで、地方選挙において適格な人材の確保が困難となっている。また、希望者を募る期間が限られていることや事前研修への参加が必須であること、さらに公平公正な選挙等の点から民間の者を選任することは困難であり、実態として自治体職員が務めることが多い。 (各団体の支障事例) [八尾市]投票管理者及び職務代理者は、投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有している必要があることから、職員を選任しているが、近年市外に居住する職員が増加しており、特に市の選挙において選任に苦慮している。 [播磨町]投票管理者には選挙事務に精通した町職員を選任しているが、職員数の削減と町内に居住する職員の減少により、町長及び町議会選挙において選任に苦慮している。 また、他の団体ではやむを得ず自治会長等を投票管理者に選任し、自治体職員を職務代理者として充てて投票管理者を補佐する場合があると聞いているが、特に、町長及び町議会議員選挙では、自治会が候補者の後援活動等を行うことも珍しくないため、選任を誤れば選挙の公正性を揺るがす恐れもある。なお、事前に投票事務に関する講習等を行っても、投票所の最終責任者として短期間で育成することは困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>
H30	179	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第38条第1項	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	投票立会人は、公職選挙法第38条第1項に基づき、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選任することとされており、各市町選挙管理委員会においては、広く公募を行ったり、自治会に推薦を依頼するなど工夫を凝らして、円滑に選任できるように努めている。ところが、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」と限定されていることから、一部の投票区に応募が集中した場合に、必要な投票立会人の総数に達していたとしても、定数を超過した投票区では選任できない者が発生する一方で、定数に満たない投票区では不足した人員を自治会に推薦依頼する必要があるなど、例えば、平成28年参議院議員通常選挙では、選挙区全体で最低限26名の投票立会人が必要など、公募には25名が応じたが、一部の投票区に応募が集中したために抽選によりこのうち8名を落選させ、一方で9名の推薦を自治会に対して依頼する事態となった。 投票立会人の職務内容は、選挙の現場に立会い、適切に執行されているかどうかを監視することであり、必ずしも「各投票区における選挙人名簿に登録された者」である理由は乏しく、現に期日前投票所や共通投票所では「選挙権を有する者」とされている。特に、衆議院議員総選挙など急を要する場合には、投票立会人の確保が困難となり、投票所設置の支障になっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>
H30	180	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	A 権限移譲	療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前述の通知に基づく、療育手帳の判定を行うだけで交付ができない。 このため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結果を県に送付して、県の交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付することになるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。 また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が受けることになる。 兵庫県では、平成31年4月に、明石市(平成30年4月に中核市移行)が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>
H30	181	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農地中間管理事業の推進に関する法律第22条 ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第17条	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のとおり知事承認を要することとする。	【制度概要】 農地中間管理機構は、法令に定める下記業務について他の者に委託してはならない。また、これらを除く業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受ける必要がある。 (法第22条) (委託が禁止される業務) 1 農用地利用配分計画の決定 2 農地中間管理権の取得の決定 3 農用地等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表 4 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務 5 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成  【支障事例】 (1)突発事案への対応の遅れ 業務委託に係る知事承認手続きには最大2週間程度要することから、風水害等に伴う突発的な水路の補修など、迅速に対応すべき業務への着手が遅れることで被害が拡大する恐れがある。 (2)事務負担の増大 国・県の一体的な農地中間管理事業の推進により、今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が増加することが予想される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (i)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。 [措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号))]</p>	<p>選挙期日における投票管理者及び同職務代理人の選任要件について、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号) 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律新旧対照条文 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)(令和元年5月31日総行選第19号) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令_新旧対照表(抜粋)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_178">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_178</a></p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (ii)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票立会人(38条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。 [措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))]</p>	<p>選挙期日における投立会人の選任要件について、各投票所における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】新旧対照表抜粋_国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律について 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_179">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_179</a></p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【厚生労働省】 (37)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化するため、「療育手帳制度について」(昭48厚生事務次官)を改正し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働事務次官通知)]</p>	<p>児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】「療育手帳制度要綱」(「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)別紙)一新旧対照表 【厚生労働省】療育手帳制度について(平成31年3月29日付け厚生労働省発障0329第15号) 【厚生労働省】「療育手帳制度について」の一部改正について(通知)(平成31年3月29日付け厚生労働省発障0329第15号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_180">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_180</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認を不要とする。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	<p>農地中間管理機構が行う業務のうち、農用地の管理等の単純な業務について、知事があらかじめ指定する者に対して委託する場合には、知事承認を不要とした。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	182	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農地法第5条第2項第3号 ・農地法施行規則第57条第5号	土地開発公社が地方自治体から委託を受け農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額となってしまう。そのため、公社への委託ができない状況である。	—
H30	183	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第260条の38、第260条の39	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	地方自治法第260条の38に規定される認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例は、その適用される不動産として「認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(中略)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」とされている。当該制度の導入以前に、町内の認可地縁団体が構成員から認可団体へ所有権移転登記をしようとしたところ、一部構成員の所在が不明であったことから、やむを得ず所在が判明している構成員分の持ち分のみを認可団体に移転し、不明者との共有名義で登記した土地があった。制度導入後、当該不動産について改めて団体から特例の申請があり、実態としては当該認可地縁団体が占有している土地ではあったが、「所有権の登記名義人の全てが構成員又はかつて構成員であった者であるもの」という要件を満たせるか不明であったため、総務省に問い合わせたところ、「法人と自然人の共有名義となっている不動産に特例を適用することはできない。」との回答があり、承認ができなかった。しかし、制度導入以前に認可地縁団体となっていたという理由のみで本特例が適用できないことは、認可地縁団体制度の活用を促すという特例制度の趣旨に沿ったものではなく、また、多大な手続を要する所有者不明土地問題の解消にも逆行するものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	184	11_その他	都道府県	岐阜県	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権啓発活動地方委託要綱及び運用基準	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けの見直し	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けを見直し、地方自治体が妥当な基準の下に弾力的な事業実施を図ることを可能とすることを求める。	人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、現行制度における枠付けが地方自治体による「地域の実情を反映した独自性を活かした啓発活動」の支障となっているため、見直しを求める。 【制度改正の経緯】 法務省は人権啓発活動地方委託事業について、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において「今後も引き続き、(略)地方公共団体の要望を聴取していきたいと考えている」こと等について、見解を示した。これを受けて全国知事会は、平成26年3月14日付けで、「現状では、(略)謝金や資料作成数の基準が示されており、弾力的な運用ができず、支障となっている」ことを再意見しているが、今日まで見直しはなされていない。 【制度改正の必要性】 地方自治体が、弾力的な事業実施を図ることを可能とすること。 例えば講演等謝金については、他府省において受託団体が定めている規定を根拠に支給する場合の手続きを置いている事業例もあるため、これに準じて改正することは可能と思われる。 【具体的な支障事例】 講演等謝金支払基準が一般的な基準額を大幅に下回っており、招へい可能な講師が限定されているほか、講師のタクシー代が認められないなど経費の使途等に細かな制限が設定されている。加えて、講演会等の開催通知資料の作成数に係る基準が極めて低く、十分な周知が出来ない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	185	10_運輸・交通	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の手続きの見直し	生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	【現状】 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。 国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (iii) 認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]	—	—	【総務省】認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例の適用について(通知)(平成30年11月27日付け総住第198号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futi_suchi.html#h30_183">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futi_suchi.html#h30_183</a>	—
6【法務省】 (2) 人権啓発活動地方委託事業 人権啓発活動地方委託事業については、2019年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。	—	人権啓発活動地方委託事業の実施計画に関する法務局によるヒアリング等を通じて、都道府県及び市町村に対し、平成31年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、講演会等開催通知資料の作成上限を緩和することとした旨を周知した。	—	—	法務省人権擁護局人権啓発課
6【国土交通省】 (19) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (iii) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (21) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、記載誤りの防止及び計画作成事務の負担軽減を図る観点から、自動計算が可能な様式を地方公共団体に提供する。 [措置済み(平成31年3月29日付け国土交通省自動車局旅客課通知)]	補助の申請時に策定する計画について、記載等誤り防止のため自動計算可能な様式を提供した。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡) 【国土交通省】自動計算様式	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futi_suchi.html#h30_185">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futi_suchi.html#h30_185</a>	国土交通省自動車局旅客課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	186	10_運輸・交通	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の制度の見直し	生活交通確保維持改善計画の認定手続きを要しない制度へ改正する。	【現状】 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。 国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。	—
H30	187	11_その他	都道府県	岐阜県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	間接補助事業については、年度内に精算額の確定だけでなく、支払いを完了する必要があるため、年度末まで実質的な事業期間(間接補助事業を行う期間)を確保できず、事実上、国が創設した補助金(交付金)事業の効果を損なう事態が生じている。 省庁によって間接補助金の交付完了日の取扱いが異なる例がある。 具体的には、農水省の補助金では、精算払の場合、実績報告書の提出期限の4月10日までに間接補助事業の支出を完了すればよいとされている(平成24年12月27日付け農水省大臣官房経理課会計指導第2班事務連絡「間接補助事業等の交付手続について(参考)」)。 一方、地方創生推進交付金においては、精算払では、上記の農水省の取扱い(4月10日までに間接補助金の交付完了)とは異なり、年度末までに交付を完了しなければならないとされている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>
H30	188	10_運輸・交通	一般市	いすみ市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 自動車局長通知)	過疎地域以外における貨客混載運送の規制緩和	平成29年9月1日より申請受付が開始した過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、現行、当該運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、かつ人口が3万人に満たないものと限定されていることから、各地域毎の現況を踏まえ、対象区域の拡大を求める。	【支障事例】 少子高齢化や人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域等では、旅客や貨物の輸送量が限られ、事業の経営が成り立ちにくく、人流・物流サービスを確保することが困難となっている。 昨年の地方分権での議論も踏まえ、平成29年9月1日より過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送が可能となったが、現行、当該運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとされている。 本市のように過疎地域に認定されていないが、なおかつ人口が3万人以上のため、当該運送の対象区域とならない市は全国でも多くある。 3万人以上の市においても住民の移動手段、配送手段のサービスの低下は深刻で、3万人という人口数で線引きするのは好ましくないと考える。 人口が3万人を超えていても、地域公共交通会議において協議し、承認された際には貨客混載が認められるようにされたい。	—
H30	189	10_運輸・交通	都道府県	福井県、大野市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 自動車局長通知)	人口3万人以上の過疎地域における貨客混載を可能とするための規制緩和	過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、平成29年8月7日付で各地方運輸局長あてに発出された通知により、運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、人口が3万人に満たないものと限定されているため、「人口が3万人に満たないもの」という許可条件の撤廃を求める。	本県の大野市は、市営バス和泉線(大野駅-九頭竜湖駅)等の運行を、地域で唯一のタクシー業者であるいずみタクシー合名会社に委託している。 昨年、佐川急便大野営業所から大野市およびいずみタクシーに、「市営バス和泉線(大野駅-九頭竜湖駅)による宅配荷物の運搬」および「九頭竜湖駅を発地とするタクシー車両による和泉地区内の宅配」を委託できないかとの提案があった。 これを受けて、大野市から中部運輸局に上記区間における貨客混載の可否を照会したところ、「市営バス和泉線による荷物運搬」は可能だが、「タクシー車両による宅配」については、3万人未満という人口要件(3万3109人(平成27年国勢調査))を満たさないのでは不可との回答があった。	—
H30	190	01_土地利用(農地除く)	都道府県	福井県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法21条2項括弧書き、都市計画法施行令14条	都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項ずれ等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事との同意・協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲を見直すこと。	地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都都市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【国土交通省】  (16) 都市計画法(昭43法100)  (ii) 法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	-	<p>都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について、これを直ちに行わないという理由のみによって、都市計画の効力に影響を及ぼすものでないことを通知した。</p>	<p>【国土交通省】法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について(技術的助言)(平成31年3月28日付け国土交通省都市局都市計画課長補佐事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_190">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_190</a></p>	<p>国土交通省都市局都市計画課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	191	11_その他	中核市	八王子市	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号	独自利用事務における税情報照会の簡略化	独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。) 第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「趣旨又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。) が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、庁内の情報を照会する場合にも、準ずる法定	【支障事例】 本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。 (前提) 助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。 (具体的内容) 児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。) の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を郵送又は再度窓口へ提出することとなり、申請者に負担が生じる。 さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に郵送又は窓口へ本人同意書を提出することになる。 【懸念事項】 地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。 【懸念事項の解消策】 本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を国が確認し、承認したものに限りとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	192	11_その他	中核市	八王子市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平成28年12月21日付府子本906号通知)	マイナポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大	お知らせ通知については、国において子育てに関する14の事務で実施することを可能としている。 それらの事務以外の事務のうち、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行えるようにする。	【支障事例】 「児童手当の支給日に係る通知」、ひとり親支援制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・学習支援に係るお知らせ」は、国が示すお知らせ通知を行える事務に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。 【懸念事項】 社会保障・税・防災に該当しない事務については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。 【懸念事項の解消策】 現行のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	193	11_その他	中核市	八王子市	内閣官房、内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。) の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追加する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	—
H30	194	03_医療・福祉	中核市	豊中市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭)が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。 ○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立の保育所(19園)・幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月までに私立保育所(3園)私立幼稚園(8園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所(6園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後も残る私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。 このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が2年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	195	08_消防・防災・安全	一般市	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第5項	災害援護資金貸付金の免除の要件の見直し	災害援護資金貸付金について、借受人が破産等した場合に、市町村が不納欠損処分できる運用に改めるとともに、県への償還について、免除の要件に市町村が不納欠損をした場合を追加する等、地方公共団体の適切な債権管理を前提とした見直しを行っていただきたい。	破産により免責を受けた者に係る災害援護資金貸付金の免除については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項の規定により読み替えて適用される災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第5項の規定により、支払期日から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合に免除できるとされ、その間、市町村においては債権回収に努めるという指導が国からなされている。 一方、破産により免責された債権や時効の援用により消滅した債権は任意に履行が可能な自然債務になるものと解され、仮に本人の任意性を害して回収したとすると破産法や民法に抵触することから、当市では、本人が任意に履行する意思がないなどにより履行の見込みがない場合は不納欠損処分をしなければならないと考えており、対応に苦慮しているところである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長)に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	マイナポータルにおける「お知らせ機能」について、子育て分野に限らず、個人番号利用事務について利用可能であることを通知した。	【内閣府】マイナポータルにおける「お知らせ機能」の活用分野について(平成31年3月25日付け内閣官房番号制度推進室、内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_192">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_192</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_194">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_194</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	196	08_消防・防災・安全	中核市	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条	災害援護資金貸付金の保証人に関する規定の見直し	災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。 これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。	災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人(連帯保証人)を立てなければならない(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項)こととされているが、現実的には、連帯保証人制度が機能していないことにより、貸付金の償還期間における市町村の債権回収事務に支障を来している。そのため、例えば、民間の債務保証サービスの利用や返済能力に応じた貸付けとするなど、市町村が円滑に債権回収をして適切な債権管理ができるような制度へと見直しを行っていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	197	06_環境・衛生	一般市	弘前市	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金交付要綱、循環型社会形成推進交付金取扱要領	循環型社会形成推進交付金制度の拡充	循環型社会形成推進交付金の交付対象事業において、「改良・改造に係る事業」に掲げる「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」に「最終処分場の浸出液処理施設」を追加していただきたい。		—
H30	198	03_医療・福祉	都道府県	静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法に制約が課せられている。 キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しした上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。 なお、平成30年4月16日付の通知(『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について)でも一定の見直しが行われているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	199	11_その他	中核市	倉敷市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第一六七条の二 別表第五	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることができる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和	地方自治法施行令第一六七条の二第一項第一号別表第五において随意契約ができる予定価格が規定されている。特に「工事又は製造の請負」に関しては建設資材の高騰や東京五輪需要等に伴う人員不足により契約価格が上昇傾向にあるものの基準額が見直されていない。 公共施設の老朽化で修繕業務が増加傾向にあることに加え、来年には消費税増税が予定されていることを考慮すると、従前どおりの基準額のままでは、競争入札による修繕工事が確実に増加する。 発注者である地方公共団体にとって、随意契約は1～2日程度の事務で済むところ、競争入札となると設計期間から契約事務まで最短でも約1月を要し、事務量が増加する。また、受注者側にとっても、競争入札による工事が増加すれば、競争入札に係る事務負担が生じ、受注意欲の低下につながる可能性がある。スムーズに手続きができる随意契約は受注者側にもメリットがある。 基準額が定められた理由が「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから」ということを考えれば、消費税増税等のタイミングに、情勢に合わせた見直しが必要と思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	200	11_その他	都道府県	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2	電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和	地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条の2に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。 いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。	電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要であり、利便性が高い決済手段である。 地方公共団体においても、住民の利便性向上の観点から、公金の収納を電子マネーを利用して行いたいのが、地方自治法及び同法施行令に電子マネーを利用した収納について明文の規定がないため、導入ができない。 特に、美術館等の各種施設料金や手数料及の支払い手段として有効であり、実際に住民からも電子マネーの利用の可否について問い合わせもあるところである。 また、地方公共団体の財務制度に関する研究会が平成27年12月に公表した「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」において、収入方法の多様化の一環として、地方公共団体においても電子マネーによる収入方法を可能とすべき旨が述べられており、早急に措置すべきと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	201	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合には基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。 更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。(本県では、年間の申請件数約18,000件のうち、約15,000件が更新の申請となっている。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府】 (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。 ・災害援護資金の貸付けに係る保証人(施行令8条)については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととすることを、2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	災害援護資金の貸付けについて、市町村の判断により、被災者の返済能力に応じた貸付額とすることが可能であることを通知した。また、市町村の判断により、保証人を立てることを要しないこととすることを可能にした。	【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号) 【内閣府】災害援護資金の貸付けに係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(令和2年6月5日付け府政防第1238号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_196">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_196</a>	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(11)】【文部科学省(12)】【厚生労働省(30)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度と同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(9)(iii)】【文部科学省(8)(ii)】【厚生労働省(34)(iii)】 (iii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法については、当該加算の適用を受ける施設が増加するよう、月額4万円の処遇改善を受ける職員数の要件を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2(端数切捨て)以上から、1人以上に緩和する。 [措置済み(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)]	処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールを緩和した。	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_198">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_198</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。	【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行行第102号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_200">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_200</a>	総務省自治行政局行政課
6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					